

(参考1)

平成16年全国山火事予防運動実施要綱

- 1 目的
この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防の対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。
- 2 主唱
林野庁、消防庁
- 3 統一標語
「未来へとひきつぐ森です 火の用心」
- 4 統一実施期間
平成16年3月1日から3月7日まで
統一実施期間は、消防庁が実施する（春季全国火災予防運動（平成16年3月1日からは、山の火災の予防運動の状況等を考慮し、当該期間を定めることとができる。）
- 5 実施要領
この運動は、次の事項について林野庁及び消防庁が各府省庁、各都道府県及び関係団体に協力を依頼し、その推進を図る。
 - (1) 八イカ一等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業者、地域住民、小・中学校の児童・生徒等を対象に、力の重点の草等、枯れ草、たき火の場所を離れるときは完全に消火すること、強い風が吹くときは火入れをしないこと、火災発生時の火災警報発令住宅など、火災の発生しやすいつまには、関係機関との連携を図るとともに、資材等を積極的に講ずるよう努める。
 - (2) 駅、市町の村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示、各種の広報意識の高揚を図る。
 - (3) 火災警報発令住宅など、火災の発生しやすいつまには、関係機関との連携を図るとともに、資材等を積極的に講ずるよう努める。
 - (4) 消防機関等と森林所有者等がより一層の連携を図るとともに、初期消火を中心とすよう努める。
 - (5) 地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、森のつながり、予防活動を行うよう要請する。